

みんなで作ろう観光王国飛驒・美濃条例

私たちは、古くから「飛驒の国、美濃の国」と呼ばれてきたこの岐阜県を愛してやみません。

この地は、春には桜色に包まれ、夏には深い緑におおわれ、秋には森は赤や黄色に染まり、平野は黄金色に輝き、冬には白く雪化粧をするなど、自然の生みだす五色の彩りに恵まれています。

この地には、日本人の心のふるさとの原風景がいたるところにあります。

この地は、日本の東西交流の中心地として、重要な歴史の舞台になってきました。地の利をいかした独自の文化が育まれ、商いも活発に行われてきました。

そして、太平洋側と日本海側を南北に結ぶ交通網が充実する今日、飛驒・美濃は、日本の東西南北の交流の中心として、明日の舞台になろうとしています。

おりしも、団塊の世代の人々の癒しや自らの再発見を求めたふるさと回帰が進んでいます。

さあ、飛驒・美濃にとって大交流時代の幕開けです。

日本のふるさとの良さをすべて持った飛驒・美濃が、県内外の人たちに癒しを与え、心にゆとりを与えるところとして輝くときです。

観光は、単に観光産業だけではなく、製造業、農林水産業など、幅広く地域経済へ効果をもたらす、すそ野の広いものであり、みんなで大切に育てるべきものです。こうした観光による交流を広げる取組は、明日のふるさとづくりにつながります。

飛驒・美濃には、森林、河川、温泉などの素晴らしい自然、歴史、文化、産業など、日本の貴重な財産として、世界に誇れるものが満ちあふれています。

私たちは、自信を持って、各地から多くの人たちにこの地へ観光に訪れていただくため、総力をあげて、飛驒・美濃のじまんを知ってもらい、見つけだし、創りだす飛驒・美濃じまん運動を進めます。そして、飛驒・美濃を、誇りの持てるふるさとへと発展させていくため、観光王国飛驒・美濃を私たちみんなで作ります。

(めざすもの)

第一条 私たちは、飛驒・美濃のじまんを知ってもらい、見つけだし、創りだす飛驒・美濃じまん運動（以下「じまん運動」といいます。）に取り組むことで、観光産業を基幹産業として発展させ、もって飛驒・美濃の特性をいかした誇りの持てるふるさとをつくります。

(合い言葉)

第二条 私たちは、「知ってもらおう、見つけだそう、創りだそう ふるさとのじまん」を合い言葉に、じまん運動にみんなで行き合います。

(県の役割)

第三条 県は、じまん運動についての総合的な施策を定め、計画的に取り組みます。

2 県は、県民、市町村、観光事業者、観光に関する団体などが、共通の認識のもとにお互い連携できるよう、総合的な調整を行います。

3 県は、道路をはじめとした交通網など、観光に必要な基盤を整備します。

(じまん運動を進めるしくみ)

第四条 県は、じまん運動の方向性などを検討するしくみとして飛驒・美濃の観光を考える委員会（以下「委員会」といいます。）をつくります。

2 県は、飛驒・美濃全体にかかわるじまん運動を進めるしくみとして飛驒・美濃じまん県民会議（以下「県民会議」といいます。）をつくります。

3 県は、市町村などと協力して、それぞれの地域で、じまん運動を進めるしくみとして飛驒・美濃じまん地域会議（以下「地域会議」といいます。）をつくります。

4 県民会議と地域会議は、一体となってじまん運動を進めます。

(知ってもらおうふるさとのじまん)

第五条 私たちは、ふるさとのじまを県内外の人たちに知ってもらうため、あらゆる機会を利用して積極的に情報を発信します。

2 私たちは、豊かな風土に育まれた農林水産物、匠の技により作りだされた地場産品などを積極的に活用するとともに販売します。

(見つけだそうふるさとのじまん)

第六条 私たちは、ふるさとの隠れたじまを見つけだすため、ふるさどについて学びます。

2 私たちは、次の時代を担う子どもたちがふるさどに誇りを持つことができるよう、学校、地域、家庭などさまざまなところでふるさと教育を進めます。

(創りだそうふるさとのじまん)

第七条 私たちは、ふるさとのじまを素敵なものに育てるとともに、新しいふるさとのじまを創りだします。

2 私たちは、地場産業や地域産業が活発になるよう、ふるさとの特性をいかしたブランド力のある商品の開発に取り組みます。

(おもてなしの心)

第八条 私たちは、「いい旅 ふた旅 ぎふの旅」をキャッチフレーズに、飛驒・美濃に一人でも多くのお客様に何度でもお越しいただき、楽しんでいただくため、一人一人がおもてなしの心でお客様をお迎えします。

(美しい自然を守る観光)

第九条 私たちは、豊かで美しい自然を守るとともに、自然を観察したり体験しながらそのしくみを学び、大切にす観光を積極的に進めます。

(ふるさとの文化にふれる観光)

第十条 私たちは、古いまちなみや素晴らしいふるさとの文化などを大切にし、後世に伝えるとともに、お客様にこの文化にふれていただける観光を積極的に進めます。

(ものづくりの心にふれる産業観光)

第十一条 私たちは、伝統技術を持つ匠の技や歴史的・文化的な価値の高い工場、機械設備などのものづくりの現場や製品などを通じて、ものづくりの心にふれる産業観光を積極的に進めます。

(周りの地域や団体との連携)

第十二条 私たちは、一人でも多くのお客様にお越しいただけるよう、周りの地域や広域的な観光に関する団体と連携し、協力してお客様をお迎えします。

(世界中の人たちとの交流)

第十三条 私たちは、観光施設の案内や表示をできるだけ多くの言語で書き表すなど、外国からのお客様に心から楽しんでいただけるよう心がけます。

2 県は、世界中から多くのお客様にお越しいただけるよう、外国との文化・経済交流、青少年の交流などを積極的に応援します。

(お客様にやさしいまちづくり)

第十四条 県は、市町村などと協力して、バリアフリーのやさしいまちづくりを進めるなど、年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、お客様に楽しくすごしていただけるよう心がけます。

2 私たちは、観光施設のトイレをきれいにするなど、お客様に気持ちよく観光をしていただけるよう心がけます。

(飛騨・美濃じまんの日)

第十五条 県は、8月21日を飛騨・美濃じまんの日とします。

(飛騨・美濃じまん運動実施計画)

第十六条 県は、じまん運動を計画的に進めるため、飛騨・美濃じまん運動実施計画を定めます。

2 県は、飛騨・美濃じまん運動実施計画を定めるときや変更するとき、委員会と県民会議の意見をききます。

(飛騨・美濃じまん白書)

第十七条 県は、毎年度、じまん運動の成果を白書としてまとめ、評価や検証をし、次の運動につなげていきます。

(その他)

第十八条 この条例に定めることのほか、必要なことについては、知事が定めます。

附 則

1 この条例は、平成十九年十月一日から施行します。

2 岐阜県観光審議会設置条例（昭和四十二年岐阜県条例第三十八号）は、廃止します。